

① 光化学オキシダント被害の未然防止

日常での注意事項	ルート	発令の種類
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象観察（天候・風向・気温の状況、視程障害の有無）を行う。</li> <li>2 児童・生徒の健康管理に十分留意し、特に健康上注意を要する児童・生徒を個別に把握しておく。</li> <li>3 各教室内にカーテンを設備する。</li> <li>4 被害者救護のための対策を講じる。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>①保健室以外の予備室準備（被害者が多数出た場合）</li> <li>②救急用具などの整備</li> <li>③情報の収集・伝達経路、保護者や関係機関への連絡方法整備</li> <li>④被害発生時の措置と、役割分担を確認</li> </ol> </li> </ol>	<p>島根県環境政策課</p> <p>教育庁保健体育課 注意報・警報</p> <p>FAX</p> <p>各県立学校</p>	<p>基準を超える濃度の状態が継続すると思われる場合</p> <p><b>注意報</b> オキシダント濃度 0.12ppm以上0.40ppm未満</p> <p><b>警報</b> オキシダント濃度 0.40ppm以上</p>

② 発令時・被害発生時の対応

	一般的留意事項	屋 外	屋 内
<b>注意報</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 直ちに全児童・生徒及び教職員に周知させる。</li> <li>2 学校医等に通報して協力の体制をとる。</li> <li>3 特に、児童・生徒の健康観察を密にし、体調不良者の把握に努める。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 適宜、指導計画を変えるなどして、努めて屋外活動は避ける。</li> <li>2 放課後は下校させるが、寄り道はしないよう指導する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 なるべく戸外に面した窓を閉める。</li> <li>2 教室内の状況により、やむを得ず戸外に面した窓を開けるときは、カーテンを閉める。</li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 注意報に同じ。</li> <li>2 発令中で解除されない場合でも、体調不良者が多数出た場合を除き、放課後は直ちに下校させる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋外活動を取りやめ、全員を屋内に退避させる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 注意報に準ずる。</li> </ol>

☆ 被害者の緊急措置

光化学オキシダントによると思われる被害者の訴えがあったときは、直ちに屋外活動を取りやめ、児童・生徒を屋内に退避させる。  
 なお、状況によっては、学校医等の協力を得て適切な措置をとる。  
 健康被害があった場合は、県教育委員会へ連絡する。

- ア 軽症者**  
 眼やのどの痛みを訴える者に対して、すみやかに水道水で洗眼及びうがいをさせる。
- イ 重症者**  
 呼吸困難、けいれん、意識障害等の重い症状があるときは、軽症者と区別して別室で休養させ、医師の診断を受けさせる。

③ 被害発生時の報告

